



タムラグループグリーン調達基準
(第06版)



制定：2009年9月01日
改定：2020年1月27日（第06版）

株式会社タムラ製作所

目 次

1. タムラグループの環境活動	1
2. グリーン調達基準	1
第1章 総則	1
第2章 取引先様への要求事項	3
第3章 材料・部品等の選定基準	3
第4章 取引先様への調査内容	4
附則	5

1. タムラグループの環境活動

タムラグループでは、MISSION STATEMENT に基づく環境方針のもと、環境活動に取り組んでいます。

(1) MISSION STATEMENT

私たちは タムラグループの成長を支えるすべての人々の幸せを育むため世界のエレクトロニクス市場に高く評価される独自の製品・サービスをスピーディに提供していきます。

<https://www.tamura-ss.co.jp/jp/corporate/slogan.html>

(2) 環境方針

タムラグループは、適切な環境経営を実践するため、環境方針を定めその活動を通じ持続可能な社会の実現を目指します。

https://www.tamura-ss.co.jp/jp/csr/e_report/environment.html

2. グリーン調達基準

第1章 総則

(目的)

第1条 サプライチェーンを通じたグリーン調達の推進により、製品の環境品質の向上を図るとともに、タムラグループの顧客へ環境に配慮した製品を納入することを目的とします。

グリーン調達推進にあたっては、本書記載の取り組みをされている取引先様を優先しますので、本書記載の要求事項を満たす活動をお願い致します。

(適用範囲)

第2条 タムラグループに納入していただく部品、材料、その他の物品（以下「調達品」という）を対象とします。（ただし、顧客より指定されたもの、タムラが図面等により特別に指定したものは除く。）

(関連文書)

第3条 本基準に関連する文書は下記の通りとします。

- (1) タムラグループ調達ガイドライン
- (2) タムラグループグリーン調達基準付属書

(用語の定義)

第4条 本基準に記載される用語の定義は下記の通りとします。

- (1) JAMP
Joint Article Management Promotion-consortium
(アーティクルマネジメント推進協議会)
- (2) 環境管理物質
タムラグループが指定する、調達品を構成する化学物質のうち、地球環境と人体に著しい環境影響を有すると判断した化学物質。
- (3) 化学物質/chemical substance
調達品のうち、元素単体および化合物であって、天然に存在し、または生産工程から得られるもの。
- (4) 混合物/mixture
調達品のうち、2種またはそれ以上の化学物質が意図的に混合された製品。調剤ともいう。
- (5) 化学品/chemicals
化学物質または混合物
- (6) 成形品/article (アーティクル)
調達品のうち、その化学物質が果たすよりも大きな程度にその最終使用の機能を決定付ける特定の形状、外見または、デザインが製造中に与えられた物体をいう。
- (7) chemSHERPA
製品に含有される化学物質を適正に管理し、拡大する規制に継続的に対応するために作られたサプライチェーン全体で利用可能な共通スキーム。経済産業省の主導で、JAMP 及び旧 JGPSSI を統合する形で作られており、2016年4月から JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)が運用を開始。
- (8) chemSHERPA-AI
chemSHERPA 成形品データ作成支援ツールによって作成された調査対象品目やその含有化学物質情報が記入された電子データ。
- (9) chemSHERPA-CI
chemSHERPA 化学品データ作成支援ツールによって作成された調査対象品目やその含有化学物質情報が記入された電子データ。混合物を対象としている。
- (10) 製品含有化学物質管理ガイドライン
JAMPが発行する文書。サプライチェーン全体を通して含有化学物質情報の授受が適切かつ確実なものとなるよう、組織における製品含有化学物質管理のポイントをまとめたもの。

第2章 取引先様への要求事項

(環境マネジメントシステムの構築)

第5条 IS014001の第三者認証の取得をお願い致します。

IS014001の第三者認証を未取得の場合には、以下の取り組みをお願い致します。

- (1) 企業理念・環境方針の作成
- (2) 環境目的・目標の設定
- (3) 環境影響評価システムの構築
- (4) 環境法規制の制定、改廃情報の監視と遵守
- (5) 教育訓練の実施
- (6) 環境保全に関するタムラグループへの情報提供

(製品含有化学物質管理システムの構築)

第6条 IS09001、IS014001等のマネジメントシステム、または「JIS Z 7201」「製品含有化学物質管理ガイドライン」等による製品含有化学物質管理システムの構築と含有化学物質の保証体制の確立をお願い致します。

(調達品の調査)

第7条 「タムラグループグリーン調達基準付属書」に記載した環境管理物質とその含有基準を確認のうえ、第4章(第10条～第11条)に規定した調査を実施するようお願い致します。

(その他の要求事項)

第8条 タムラグループの事業部・関連会社より、法令・条例・業界基準等とは異なる基準の遵守をお願いする場合があります。

- 2 化学物質及び混合物の調達品が日本国法令の「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法またはPRTR法)に該当する化学物質を含有している場合、同法令に基づき「SDS」またはchemSHERPA-CIの提出をお願い致します。

第3章 材料・部品等の選定基準

(選定での重視項目)

第9条 グリーン調達を推進する為、以下に挙げるような環境負荷低減に繋がる部品・材料等を優先して採用します。

- (1) 関連する各国の化学物質、再生資源等に関する法律・条例に適合しているもの。

- (2) 「タムラグループグリーン調達基準付属書」の基準を遵守しているもの。
- (3) 「タムラグループグリーン調達基準付属書」の環境管理物質の調査データが提出されているもの。
- (4) 再生資源・部品の使用や小型化等により、省資源化・省エネルギー化がなされているもの。
- (5) 生産・使用・廃棄にあたり水質汚濁、大気汚染、土壌汚染の発生等の環境負荷が小さいもの。
- (6) リサイクル設計がなされているもの。

第4章 取引先様への調査内容

(取引先様調査)

第10条 新規で取引を開始する場合、「タムラグループグリーン調達基準付属書」記載の「取引先様調査表【グリーン調達】」に記入し、タムラグループの資材部門に提出をお願い致します。また、当社が必要と認めた場合にも提出をお願い致します。

(環境管理物質調査)

第11条 調達品の種類により以下の調査をお願い致します。

- (1) 化学物質・混合物の場合
「SDS」及び「chemSHERPA-CI」*に記入し、資材部門に提出をお願い致します。
- (2) 成形品の場合
「chemSHERPA-AI」*に記入し資材部門に提出をお願い致します。

*chemSHERPA のデータ作成支援ツールをダウンロードしてご利用ください。
詳しい回答方法については、chemSHERPA で提供するマニュアル、利用ルールをご参照ください。

なお、ツールとマニュアルは、下記 URL からダウンロードしてください。

<https://chemsherpa.net/chemSHERPA/tool/>

2. 前項に加え、「タムラグループグリーン調達基準付属書」記載の「不使用保証書」の提出を依頼する場合があります。この不使用保証書の提出は「タムラグループグリーン調達基準付属書」の規制値を保証していただく事を意味しますが、当該付属書記載の規制値等を満足できない場合は、その理由を添付するなどして提出願います。
3. 前2項の調査は、次の時期に実施をお願いします。
 - (1) 新規の部品や材料を納入していただくとき

- (2) 調達品中に含有する規制化学物質に変化が生じた場合（製造会社、製造場所、生産ライン、生産設備、原材料、人などの、いわゆる4M変更があるとき）
 - (3) その他、当社が必要と認めた場合
4. 本条の調査は、取引先様が商社機能である場合には、製造会社に記入を依頼していただきます。

附則

- 1. 本基準は当社の関連会社に準用されます。

以 上